

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇告示 目次

◇公安告示 道路交通法による聴聞会の開催

告示

鳥取県告示第五百三十六号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)

第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十八年十月二日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和三十八年十月十一日

| 申請人の住所氏名 | 道路の位置の指定場所 | 道路の幅員及び長 |
|----------|------------|-------------|
| 鳥取市東品治 | 鳥取市立川町一丁目 | 幅員 四メートル |
| 町一〇番地五 | 七一一番六 | 延長 三七、三メートル |
| 岡本 太郎 | | |
| | | |

鳥取県告示第五百三十七号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)

第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十八年十月二日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和三十八年十月十一日

| 申請人の住所氏名 | 道路の位置の指定場所 | 道路の幅員及び長 |
|-----------|------------|---------------|
| 鳥取市立川町五丁目 | 六六番四 | 幅員 四メートル |
| 方町二丁目 | 六六番四 | |
| 目四二六番地 | 六六番三の一部 | |
| 中村 豊 | 七一一番の一部 | 延長 二〇、一、七メートル |
| 中村 豊 | 七二番の一部 | |

鳥取県知事 石破二朗

鳥取市吉
方町二丁
目四二六
番地
中村 豊
中村 豊

| | | |
|-----|--------------|------------|
| (2) | 西伯郡大山町末長四七の一 | 自動車運転者 宇津宮 |
| (3) | 西伯郡会見町朝金五一一 | 自動車運転者 車 |
| (4) | 米子市両三柳四、四二九 | 井 寛 |
| | 自動車運転者 赤 | 一 |
| | 自動車運転者 井 | 清 |
| | 自動車運転者 村 | 茂 |
| | 自動車運転者 秋 | 雄 |
| | 自動車運転者 美 | 一 |

自動車運転者 長尾忠
鳥取市西町二丁目四一五
自動車運転者 竹内俊
八頭郡用瀬町大字用瀬四〇五
樹紋

1 聽聞の期日及び場所
昭和三十八年十月三十一日午後一時から
米子市万能町 米子警察署

昭和三十八年十月三十一日午後一時から
聴聞の期日及び場所
米子市万能町 米子警察署

| | |
|-----|---|
| (5) | 米子市灘町一丁目八五 |
| (6) | 自動車運転者 岡 崎 |
| (7) | 西伯郡日吉津村日吉津九〇六 |
| (8) | 自動車運転者 杉 谷 哲 夫 |
| (9) | 東伯郡大栄町大字由良宿五四四 日野郡日南町中石見四一二 自動車運転者 石 田 昭 郎 東伯郡赤崎町大字出上三四〇 自動車運転者 西 村 恒 |

中灘町一丁目八五
自動車運転者 岡 崎
都日吉津村日吉津九〇六
自動車運転者 杉 谷
都大栄町大字由良宿五五四
自動車運転者 竹 歳 昭
都日南町中石見四一三
自動車運転者 石 田 哲
郡赤崎町大字出上三四〇
自動車運転者 西 村 恭

聴聞の期日及び場所
昭和三十八年十月三十一日午後一時から
米子市万能町 米子警察署

| | |
|-----|---|
| (5) | 米子市灘町一丁目八五 |
| (6) | 自動車運転者 岡 崎 |
| (7) | 西伯郡日吉津村日吉津九〇六 |
| (8) | 自動車運転者 杉 谷 哲 夫 |
| (9) | 東伯郡大栄町大字由良宿五四四 日野郡日南町中石見四一二 自動車運転者 石 田 昭 郎 東伯郡赤崎町大字出上三四〇 自動車運転者 西 村 恒 |

昭和38年10月11日 金曜日 鳥取県公報 第3470号 (第3種郵便物)
U0223

公安局員會告示

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞会を開催するので同法同条の規定により告示する。

| | | | | |
|-----|---------------|--------|---|---|
| (5) | 鳥取市生山六二 | 自動車運転者 | 豊 | 喜 |
| (4) | 八頭郡郡家町大字篠波一五六 | 自動車運転者 | 岡 | 英 |
| | 自動車運転者 | 寺 | 卓 | 喜 |
| | 自動車運転者 | 坂 | 志 | 英 |
| | 直次郎 | | | |

昭和三十八年十月十一日
鳥取県公安委員会委員長 堀 安成文

(4) 自動車運転者 豊 喜 英
(5) 八頭郡郡家町大字篠波一五六
鳥取市生山六二
自動車運転者 岡 隼 志
(6) 八頭郡用瀬町大字用瀬三七〇
自動車運転者 有 田 勝 彦
自軌車運転者 山 岩 太 郡

1 聰聞の期日及び場所
昭和三十八年十月二十四日、午後一時から
鳥取市吉方 鳥取警察署

(4) 自動車運転者 豊 田 喜 英
 八頭郡郡家町大字篠波一五六

(5) 鳥取市生山六二
 自動車運転者 坂 直次郎
 阪 志

(6) 八頭郡用瀬町大字用瀬三七〇
 自動車運転者 有 田 勝 彦
 田根太郎

(7) 気高郡氣高町大字宝木九一九の一
 自動車運転者 山 根 太 郎
 松浦正男

(8) 鳥取市行徳八一の一
 自動車運転者 松 浦 正 男
 鳥取市本高三六九

(1) 鳴聞当事者の住所及び氏名
鳥取市下砂見二一九

| | | | | | |
|----------------------|--------|---|---|----|----|
| (10) 鳥取市東品治六の二 | 自動車運転者 | 豊 | 田 | 喜 | 英 |
| (11) 鳥取市本高三六九 | 自動車運転者 | 山 | 坂 | 卓 | 志 |
| (12) 鳥取市行徳八一の一 | 自動車運転者 | 松 | 坂 | 直次 | 郎 |
| (13) 鳥取市下篠 | 自動車運転者 | 正 | 勝 | 彦 | 彥 |
| (14) 鳥取郡家町大字篠波一五六 | 自動車運転者 | 田 | 根 | 太 | 郎 |
| (15) 鳥取市生山六二 | 自動車運転者 | 寺 | 勝 | 直 | 次郎 |
| (16) 八頭郡用瀬町大字用瀬三七〇 | 自動車運転者 | 有 | 田 | 勝 | 彦 |
| (17) 気高郡氣高町大字宝木九一九の一 | 自動車運転者 | 山 | 根 | 太 | 郎 |
| (18) 鳥取市本高三六九 | 自動車運転者 | 松 | 浦 | 正 | 男 |
| (19) 鳥取市下篠 | 自動車運転者 | 正 | 雄 | 智 | 智 |

(2) 八頭郡河原町大字曳田一六六の一〇
鳥取市中町四〇の二
自動車運転者 田 中 政 春

| | | | | |
|------|-----------------|---|---|-----|
| (4) | 自動車運転者 | 豊 | 喜 | 英 |
| (5) | 鳥取市生山六二 | | | |
| (6) | 自動車運転者 | 寺 | 坂 | 直次郎 |
| (7) | 八頭郡用瀬町大字用瀬三七〇 | | | |
| (8) | 自動車運転者 | 有 | 田 | 勝 |
| (9) | 氣高郡氣高町大字宝木九一九の一 | | | 彦 |
| (10) | 自動車運転者 | 山 | 根 | |
| (11) | 鳥取市行徳八一の一 | | | |
| (12) | 自動車運転者 | 松 | 浦 | |
| (13) | 鳥取市本高三六九 | | | |
| (14) | 自動車運転者 | 正 | | |
| (15) | 鳥取市古海七七七 | | | |
| (16) | 自動車運転者 | 福 | 本 | |
| (17) | 鳥取市東品治六の二 | | | |
| (18) | 自動車運転者 | 本 | | |
| (19) | 鳥取市本高三六九 | | | |
| (20) | 自動車運転者 | 山 | 下 | |
| (21) | 鳥取市吉村辰夫 | | | |